

## 第二項 災 害

アジアの東端に位置する日本列島は、ユーラシア大陸や南方洋上から移動してくる気象・海象などの影響によって、四季に富んだ美しい風土を演出している反面、各種の異変が、一定地域に発生・通過又は停滞して、さまざまな気象災害を生み、「災害国」日本を具現している。

このような国土条件のなかにあって、発生する自然災害の種類も多く、暴風・豪雨・洪水、干魃・豪雨・地震・

第2編 現勢誌

高潮・津波・噴火・降雹・晩霜などがある。

このうち、四国地方においては、「台風銀座」と呼ばれるように、毎年のように最も驚異的な災害である台風が数個襲来するために、暴風雨・洪水などの発生頻度が高い。

もともと瀬戸内地方は、比較的温暖寡雨で、災害の少ない地帯とされてきたが、近年、玉川町を含む東予地方においては、異常気象による局地的豪雨禍に見舞われるなど、各種の異常災害をもたらしている。

玉川町における歴史的災害のなかで、記録の明確なものについて、その概要を記述すると、次のとおりである。

一 明治二十六年十月十四日 暴風雨

旧鴨部・龍岡・九和村については、詳細な調査記録は少ないが、鈍川村の惨状を「鈍川村郷土誌」は、次のように伝えている。

「約一週間前ヨリ、晝夜間断ナク小雨アリ為メニ、河水著シク増量センガ、此日拂曉ヨリ洪雨ニ加フルニ暴風ヲ以テシ遂ニ午後二時激甚ラ極メ、橋梁ノ墜落スルモノ河岸ノ崩壊スルモノ相尋デ至リ、風雨益暴威ヲ逞フシテ、田面ノ流失、山腹ノ崩落等非常ノ惨害ヲ被ル、實ニ古来稀ニ見ル所ナリ  
當時ノ諸調査書左ノ如シ

- 一、田 作毛損害 百町歩
- 地盤破損 四拾町歩
- 一、米 六百参拾石
- 一、畑 作毛損害 参拾五町歩
- 地盤破損 拾八町歩
- 一、樹木轉倒 参万本
- 一、山林潰崩 百五拾町歩

- 一、神殿潰壊 壹棟
- 一、家屋潰壊 五十八戸
- 一、同 半潰 三十戸
- 一、同 破損 四十五戸
- 一、人畜ノ死傷
- 人 卅死 十三人
- 人 負傷 十人
- 牛 卅死 三頭
- 馬 卅死 一頭

- 一、井堰溝渠ノ被害
- 溝渠 六十四ヶ所
- 井堰 六十四ヶ所
- (延長) 溝渠 千九百二十間
- 井堰 五百十二間

- 一、道路ノ損害
- (延長) 百ヶ所
- (延長) 一万五百五十間
- 一、橋梁ノ流失 二十六ヶ所
- (延長) 百三十間

- 一、復旧工事費豫算
- 道路橋梁費 七千四百八拾八圓拾九錢四厘
- 井堰用水路費 九千八百八拾参圓拾九錢

降水量と日照時間

年次	区分 月	降水量	雨天日数	日照時間
		ミリ	日	時間
昭和37年	4	130.4	11	231.2
	5	129.0	10	224.8
	6	370.0	14	140.1
昭和38年	4	125.5	16	150.8
	5	337.0	20	98.0
	6	360.0	19	130.2

(鈍川小学校・波止浜測候所調)

この結果、昭和三十八年度産の政府売渡し裸麦の出荷数量は、全く皆無に等しく、町内四農協の政府食糧保管倉庫には、等外品のみがわずかに六百三十八袋(三百十九俵)が収納されたに過ぎないありさまで、米麦の二毛作所得収入に依存していた農家経済は、極めて困窮した。

また、収穫しても家畜の飼料に供し得るものも少なく、そのほとんどは、湿め

三 昭和三十八年五月〜六月 長雨

麦秋の季節は、梅雨期に遭遇するために、晩生裸麦の収穫においては、天気のかんで収穫量が左右されることが多かった。

特に、この年は、五月の収穫直前から連続降雨が一週間以上に及び、刈り倒した麦穂が乾燥しないうちに再び降り始めるため脱穀収納ができず、その大部分は立毛状態のまままで麦穂から発芽し、麦粒はすべて腐敗する原因となった。

裸麦の作付と政府売渡し状況

年次	区分 生産状況(ha)		等級別政府売渡し数量(俵)				合計
	作付面積	10a当り 収分量 kg	2等	3等	4等	等外	
昭和35年	423	279	30	1,435	5,347	1,678	8,490
昭和36年	393	290		990	6,280	691	7,961
昭和37年	332	247	230	1,570	2,119	4,998	8,913
昭和38年	314	14				319	319
昭和39年	280	227	44	1,531	4,012	36	5,623

(農林水産省愛媛統計情報事務所調)  
" 愛媛食糧事務所調)

一、国庫並縣費補助額 壹万六千圓

負傷者其他、全ク自活ノ道ヲ失ヒタル窮民ニ対シテハ、村内有志ノ醸出ヲ以テ、一時ノ急ヲ救ヒ、僅ニ、賣藥ヲ仮リテ手當ヲナス等、酸鼻ヲ極メタリ、後、官ヨリ救助ヲ許サレタルモノ、村費ノ救恤ヲ受ケタル者合セテ七十二戸三百三十四人ノ多キニ達シタリ、以テ 其慘状ヲ想見スルニ足ルベシ

畏クモ、聖上陛下ノ聞ニ達シ、明治二十六年十二月十六日、片岡待從ヲ御差遣セラレ、待從ハ被害ノ實況ヲ視察セラレタリ、舊今治藩主、久松定弘子ハ賑恤トシテ、金拾參円六拾四銭九厘ヲ賜ヒタリ

当時の被害規模並びに、災害復旧費を推定評価する方法として、試みに明治二十五年年度の鈍川村における財政規模は、六百六十二円十五銭六厘であるから、実に、年間經常予算額の約二十五倍であり、したがって、いかに激甚災害であったかが窺える。

二 昭和二十一年十二月二十一日 北海道地震

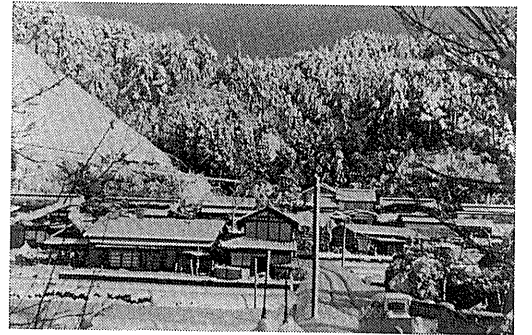
二十一日午前四時二十分ごろ、突然襲つて来た北海道地震は、四国地方一帯を数分間にわたつて脅かし、震度四(M八・一)を記録した。

この地震は、震源地が北海道沖に発生したことから、強震が長時間にわたつたために大惨事を蒙つた。

愛媛県下の被害は、死者二十七名・負傷者二十八名・全壊家屋千百三十三戸に及び、特に高縄半島沿岸は、地盤が〇・五メートル沈下した。

当地域では、かまどの煙突が倒壊し、窓ガラス、障子が破損する程度で、被害は軽微であった。

しかし、近畿・四国地方全域の死者・行方不明者は、千四百六十四人で、家屋の全壊及び津波による流失家屋は、一万三千六百十五戸に達し、被害は極めて甚大であった。



大野附近の積雪状況

った麦穂・麦稈<sup>わ</sup>処分のために、大量の灯油を購入して田圃で焼却する始末であった。

このため、被害農家に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和三十年法第三百三十六号、以下「天災融資法」という）が初めて適用され、経営維持資金の融資の方途が講じられた。

四 昭和四十三年二月十五日 豪雪

正午過ぎから降り始めた小雨は、午後二時ごろから猛吹雪に変じ、昼夜間断なく降り続き積雪量は平野部で二十五センチ、山間部では一メートル以上に達した。

この積雪は最近稀に見る豪雪となり、このため電柱の倒壊や電線の切断事故が各所に発生し、一週間以上に亘って停電並びに通信が途絶する一方、道路は全線交通不能になるなど、交通通信事情はことごとく困却した。

また、交通通信施設の不通により、各保育所・学校等は、臨時休園・休校が相次ぎ、その他の都市的機能も一時的に麻痺状態に陥った。

さらに、農林業関係では、野菜ハウスの倒壊や常緑性のみかん樹体等が折損し、また、杉や檜の樹木は樹幹がさく裂及び倒伏するなど、特に森林被害は激甚を極めた。

この豪雪による被害総額は、三十九億千六百四十万円に達し、このうち、林産関係の被害が、九十九・八%を占め

る大打撃を蒙った。

このため、被害農林家に対しては天災融資法が適用され、玉川町は、「林業関係」に特定して指定され、制度資金の融資により、倒伏樹体の引き起こし施業や、被害木の伐採搬出事業が行われた。

大野	二十五センチ
純川小学校	五十センチ
積雪量	
木地	八十五センチ

なお、この降雪は台湾坊主と呼ばれる南の湿めった空気と、大陸からの寒気団の影響によるもので、着雪性が一段と高かったため被害が続出した。

五 昭和四十五年八月二十一日 第十号台風

雨を伴った台風十号は、瀬戸内海を白昼に通過し、波止浜での瞬間最大風速は、三十・五メートルの猛威を記録した。

この台風の影響により町内では、家屋十三戸が全半壊し、屋根の剝離するなどの破損家屋は、三百四十八戸に達し、さらに、屋根瓦の一部分が飛散損傷した家屋は、ほとんど全戸に及んだ。

この烈風にあおられた屋根瓦は、木ノ葉のように遠く飛散しながら、宅地や路上に落下し、通行人など七名が負傷した。

また、樹木は樹幹や枝梢が裂損倒伏すると共に、広葉樹はすべて落葉した。

農作物では、水稻・葉たばこ・夏秋きゅうり・なす・ぶどう・栗等は倒伏・落葉・落果する等被害は甚大であつ

た。

殊に、森林の杉・檜樹の倒伏は、昭和四十三年の豪雪被害に追い打ちをかける結果となり、被害はさらに拡大した。

なお、この十号台風は、主として、かぜ台風であったことから、土木施設関係の被害は僅少で、被害総額二億九千四百二十四万円のうち、農林産物の被害額が圧倒的に多く、全体の約九十一％を占めた。

このため、特別被害農林家については、天災融資法が適用され、本町では、「農業・林業関係」共に低利融資の途が開かれ、史上三度目の融資措置となった。

また、台風十号による被災者に対して玉川町では、「昭和四十五年台風十号による被害者に対する町税の減免に関する条例」が公布され、町民税及び固定資産税について減免措置が講じられた。

一方、今治港では、激浪のために防波堤や棧橋等の港湾施設が全壊し、また、台風が満潮時と重なったため、市街地の中心部まで海水が打ち寄せた。

#### 六 昭和四十七年九月八日 秋雨前線豪雨

九月八日の夕闇せまるころ、玉川町西方の上空一帯は、二百二十日の前ぶれを思わせるかのような、分厚い群雲が覆っていた。

午後八時ごろから降り始めた雨は、時折、断続的に激しく、屋根瓦を叩く雨音は、未だかつて未聞の異様さで、戸樋は承水の効なく軒下に落下し、何か無気味な予感を覚える状況であった。

町では、水防体制を強化する一方、午後十時災害対策本部を設置すると共に、消防団の出動を要請し、危険箇所

点検・河川の警戒にあたった。

雨域は、狭い地域に局地的豪雨となり、龍岡地域は百ミリ前後であるのに対して、三反地では二百八十里を記録し、鴨部・鈍川地域共に集中豪雨禍に見舞われた。

この豪雨災害の特徴としては、局地的集中豪雨のために、地すべり崩壊した山林の土砂が、各所で河川・溪間をせき止め、ここに大量の土石流を湛えて欠壊した。

したがって、一度に多量の土石流が威力を増しながら流出したため、これがいわゆる「鉄砲水」となって現れ、下流の河川を氾濫させた。

殊に、谷山川の場合は、この鉄砲水が上流の馬飼橋を始め、下流数本の橋梁を次々に決壊しながら氾濫して、兩岸の人畜・家屋を直撃し、公共施設や農用地等を含めて甚大な被害をもたらした。

このような、未曾有の激甚災害にあたり、玉川町では、直ちに災害救助法の発動を要請し、行方不明者の捜索、罹災者の救援、道路等の応急復旧、飲料水の供給及び防疫活動を実施した。

また、この救助活動に当たっては、陸上自衛隊松山駐屯部隊一個中隊百三十六名、愛媛県警察本部機動隊四十二名、及び玉川町消防団員百七十五名等による不眠不休の活動が長期にわたって続いた。

災害復旧工事は、激甚災害の指定に伴い、公共土木施設及び農林業施設共に高率補助が適用され、国庫負担及び県費補助のほか、災害復旧事業債で大部分が賄われた。

しかし、復旧工事の施行にあたっては、限られた地域に暴大な事業量が集中したため、町内建設業者八社では期限内に竣工することは困難が必至と予測され、したがって、地域外から約四十社の応援を得て原状復旧に努めた。

昭和47年災害状況調

(1) 被害状況

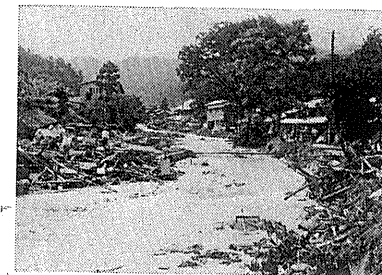
災害区分	内 訳	被害内容
人 的 被 害	死者	4名
	重傷者	2名
	軽傷者	3名
家 屋 被 害	全壊	16戸
	半壊	35戸
	床上浸水	81戸
	床下浸水	89戸
	公共建物	8戸
非 住 家 他 設 施	公 共 施 設	212戸
	文 教 施 設	3か処
	道 路 決 壊	61か処
	橋 梁 流 失	4か処
	河 川 決 壊	63か処
	水 道 施 設	1か処
	通 信 施 設	19か処
	農 林 水 産 施 設	
	農 道 決 壊	188か処
	農 道 橋 流 失	40か処
水 路 損 壊	214か処	
頭 首 工 流 失	100か処	
溜 池 決 壊	40か処	
林 道 決 壊	23か処	
農 地 等 被 害	水 田 流 失	50.8ha
	畑 冠 水 失	62.3ha
	畑 冠 水 失	16.5ha
	山 崩 水 失	1.0ha
		140か処

七 昭和五十一年九月八日〜十二日 台風第十七号  
九月八日から十二日にかけて台風十七号の影響により、五日間の連続降水量は、三反地で六百三ミリに達し、また鈍川木地では千一ミリを記録するなど、瀬戸内海のほぼ一年間の降水量に匹敵する未曾有の豪雨であった。

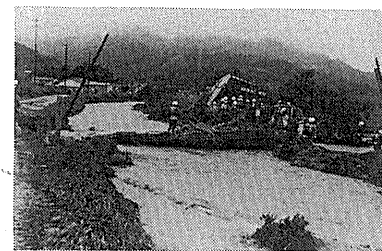
「日本海から南下してきた前線が、八日瀬戸内海地方で停滞し、熱帯低気圧により刺激されて活動が活発になるとともに、さらに湿潤暖気を含んだ熱低が県下を通過した。」  
このため、雷を伴った強雨が断続的に降り、特に、八日の二十一時から二十四時の三時間に、今治市片山で百五十ミリを観測するなど、狭い地域にしかも短時間に強雨が現われ、いわゆる局地的豪雨であった。」



原川の決壊と土砂流入（中村）



谷山川の氾濫による住宅の倒壊流失



谷山川堤防の決壊と一本橋の流失



行方不明者を捜索する県警機動隊



二俣川の氾濫（高野）

この災害復旧の事業量は、県・町営工事を併せて九百四件で、復旧総事業費は、三億七千二百余万円である。

なお、災害復旧に伴う国庫補助負担率は、次のとおりである。

- 公共土木施設 一般事業 ○・九九四%
- 関連事業 ○・八二%
- 文教施設 一般事業 ○・八八一%
- 関連事業 ○・八一%
- 農林業施設 一般事業 ○・九八一%
- 関連事業 ○・八一%
- 農地復旧 一般事業 ○・九四九%

当時の気象条件について、松山地方気象台の資料によると、次のとおりである。



昭和47年災害状況調

(2) 被害額	
種 別	被 害 額
公 立 文 教 施 設	4,220,000円
公 共 土 木 施 設	806,070,000円
農 林 水 産 業 施 設	2,084,348,000円
農 林 水 産 物	220,050,000円
商 工 業 関 係	31,000,000円
家 屋 関 係 他	100,000,000円
そ の 他	8,662,000円
総 額	3,262,050,000円

(3) 災害復旧事業費		
所管事業名	事業量	事業費
文 部 省 関 係 (文教施設)	件 3	円 3,276,000
建 設 省 関 係 (町 営)	136	603,674,100
〃 〃 〃 (測量委託)	14	7,105,000
〃 〃 〃 (県 営)	186	1,854,007,260
農 林 省 関 係 (町 営)	531	683,256,000
〃 〃 〃 (町 営 林 道)	4	6,048,000
〃 〃 〃 (県 営 治 山)	15	97,427,600
林 地 崩 壊 防 止 (町 営)	15	17,561,000
合 計	904	3,272,354,960
事 務 費		26,327,600
総 事 業 費		3,301,069,560

玉川町では、つい四年前の四十七年災害の教訓は記憶に新しく、降雨量が連続して増大するのに対して水防体制を  
 していたが、十日午後五時、災害対策本部を設置すると同時に、消防団員の出動を要請し、堤防の警戒や危険地域  
 の点検を強化し、道路等の災害発生箇所への応急復旧に全力を傾注した。

一方、がけ崩れや河川の氾濫による危険が想定される山裾及び低水地帯の住宅地域に対しては、避難命令が出さ  
 れ、防災に万全を備えた。

十一日、午後五時ごろからの豪雨は間断なくますます強烈となり、降り始めからの積算雨量はついに五百ミリに達  
 し、また時間最大雨量は、三十五ミリを記録した。

この時点から、山林の崩壊・地すべり等が続出し、河川は洪水となって氾濫し、被害は各所に激発した。

殊に、蒼社川本流の左岸堤防は、天神原下流で約七十メートルに亘って決壊寸前となり、また、濁流は永代橋を横  
 溢する状況となった。

さらに、蒼社川の片山流水観測所では、警戒水位二・二メートルに対し、最高水位三・〇二メートルに増水し、危  
 険の度を加えた。

このため、各部落からは家屋の倒壊流失、行方不明者の発生、道路、河川の欠壊など、被害状況が刻々と通報さ  
 れ、被害は広範囲に及び、十三日の未明まで続発した。

特に、小鴨部地区では、鉄砲水により谷山川及び三谷川が氾濫し、三名の人的被害と家屋の倒壊流失する被害があ  
 った。

また、法界寺地区では、樹園地の流失によって平越川が氾濫し、下流の住宅地帯に約六万立方メートルの土石流が  
 襲い、一名の犠牲者と住宅六棟が流埋失し、四ヘクタールの水田が埋没する惨事となった。

さらに、龍岡地区では、御後川及び原田川が氾濫して大河をなし、道路・水路・橋梁等の決壊と共に農用地の流埋  
 失被害が続出し、玉川ダム河口は大量の土石が流入した。

被災地では、この惨状におのいて、茫然自失の状態となり、ただ天を仰いで慟哭する有様であった。

町では十三日、直ちに愛媛県に対して、災害救助法の発動を要請し、午前十時に適用され、各種の救助活動を実施  
 した。

特に、行方不明者の捜索に当たっては、陸上自衛隊・愛媛県警機動隊の出動要請と、それに、今治警察署・町消防

昭和51年災害状況調

(1) 被害状況

災害区分		被害	災害区分	被害	
1	人的被害者	人	4	4	
2	家屋被害 住家 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 非住家 公共建物 その他	戸 戸 棟 戸 戸 棟 棟	4 農林水産業施設		
			農道	か所	440
			用水路	か所	400
			頭首工	か所	50
			溜池	か所	20
			農地保全	か所	30
			林道	か所	92
			5 農地等被害		
			水田		
			流失・埋没	ha	30.0
冠水	ha	47.6			
畑					
流失・埋没	ha	35.0			
冠水	ha	39.2			
3	公共施設 道路 橋梁 河川 水道 山くずれ 通信施設	か所 か所 か所 か所 か所 か所 か所	164		
			5		
			50		
			48		
			85		
			157		

(2) 被害額

種別	金額
農林水産業施設	1,826,930,000円
公共土木施設	1,451,320,000円
その他の公共施設	48,800円
農林畜産物関係	743,722,000円
その他(家屋)	88,600,000円
合計	4,159,372,000円

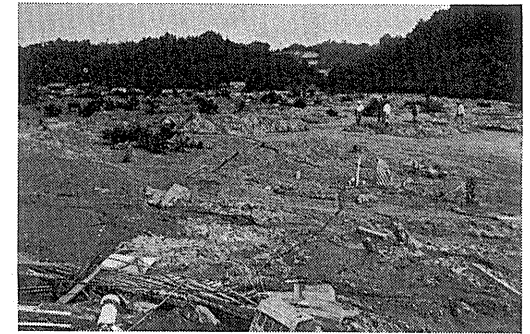
土・農林・建設・大蔵など関係省庁に対して、激甚災害の指定・高率補助の適用及び災害復旧の早期実現について陳情要望した。

なお、被害農業者に対しては、「農業

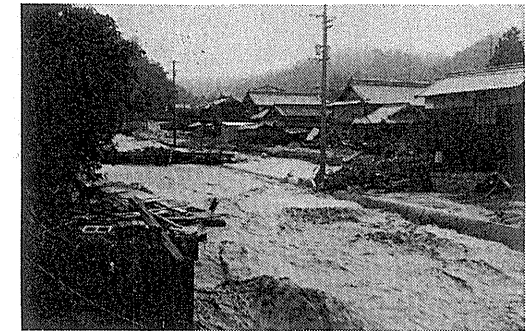
開された。  
団・今治県事務所・町議・職員並びに部落有志が加わり、人海と重機を投入して二十五日まで連続して捜索活動が展開された。  
一方、愛媛県では、十三日、大西忠副知事を団長とする調査団が急派され、また、国の機関においては、十九日、

林道農林政務次官を団長とする政府要員及び関係随員一行五十六名が派遣され、激甚地帯の小鴨部・法界寺地区の災害事情を調査した。

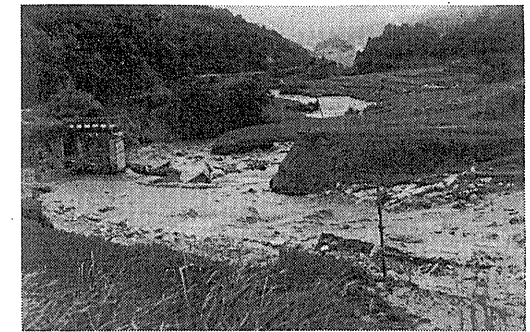
玉川町では、事態の重大かつ緊急性に鑑み、町長を中心に議員代表による陳情団をもって愛媛県を始め、中央の国



法界地区の被災状況



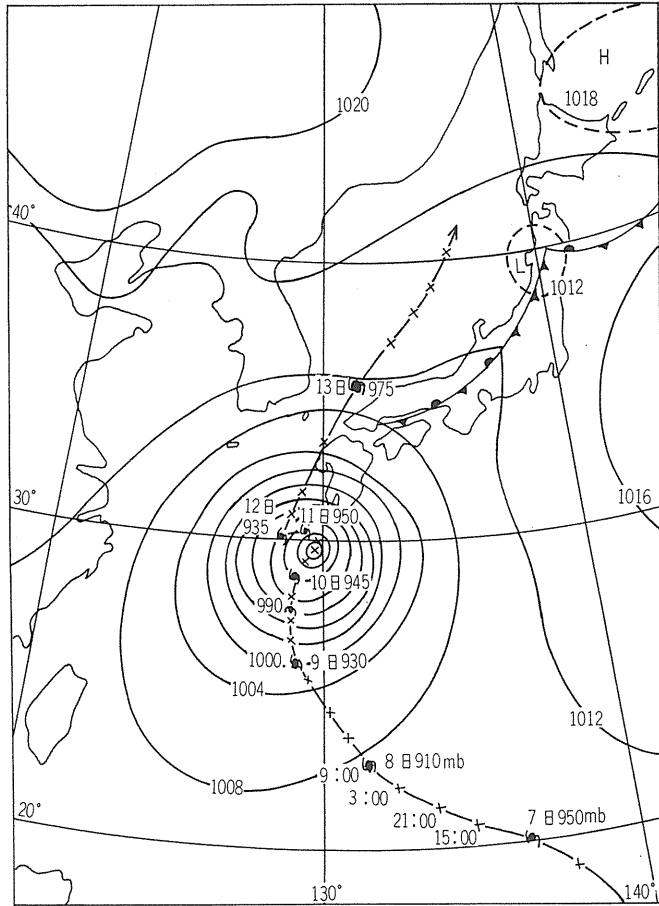
谷山川の氾濫と家屋の流失



原田川の氾濫による炭屋橋の流失



台風17号の経路と天気図（9月10日21時）



そして、台風が遠ざかるにつれて、四国地方の強雨も次第におさまった。

台風は、停滞してからも中心気圧は九百五十〜九百五十五ミリバールで、大型の強い勢力を保っていた。この台風の停滞により、四国地方は長時間にわたって大雨が降り続いた。台風停滞の原因はいろいろ考えられるが、直接的なものは、台風の北上中に偏西風波動の状態も加わって、太平洋高気圧が異常に発達したため、この太平洋高気圧が十二日になって、大陸からの強い気圧の谷の東進によって後退しはじめ、それにもなると台風はやっと北上しはじめた。

以後台風は、九州西方を北北東進し、十三日午前一時四十分長崎付近に上陸し、九州北西部を縦断して、五時頃に玄海灘にぬけ、日本海を北東進した。

(3) 災害復旧事業費

所管事業名	事業量	事業費
建設省関係(町営)	263件	1,276,924,081円
〃〃〃(県営)	332	2,401,351,000
農林省関係(町営)	855	3,015,856,000
〃〃〃(町営林道)	21	111,299,000
〃〃〃(県営治山)	27	421,271,000
県単・林崩・治山(町営)	24	50,776,000
合計	1,522	7,277,477,081

関係」に特定して、天災融資法が適用された。さらに、罹災住民に対しては、町民税及び固定資産税の減免措置が講じられた。

―当時の台風概況―

昭和五十一年九月三日、二十一時に、カロリン群島東部の北緯九・五度、東経百五十・二度に発生した弱い熱帯性低気圧は西進しながら発達し、四日、十五時に北緯十度、東経百四十八・四度で、台風第十七号になった。

台風十七号は、その後、しだいに発達しながら北西へ時速三十キロで進み、沖の大東島の南方二百キロ付近の海上に達したが、このころもとも発達し、中心気圧は九百十ミリバール、中心付近の最大風速は六十メートルで大型の非常に強い台風になった。台風は、以後も北西進を続けたが、次第に速度がおそくなり、沖縄の東南東百五十キロぐらゐの海上で進路を北にかえ、東経百二十九度線に沿って、ゆっくりとした速度で北上を続けた。

そして、臥蛇島付近で十日夜から十二日午前にかけて、約三十時間の長きにわたって停滞状態を続けた。

1763	7. 7. 28		蒼社川改修付替工事落成 (期間13年)
1771	13. 7.		鹿ノ子池工事始まる (寛政11年終る=期間29年)
1795	寛政 7.		犬塚池工事始まる (文化14年終る=期間23年)
1826	文政 9. 5. 20	大 風 雨	蒼社川土手大破, 倒家157戸, 田畑砂入2, 614石余
	9. 6. 6	風 雨	溺死23名
1884	明治17. 8. 25	暴 風 雨	南西風, 転壊庄潰家屋39戸, 大破損家屋11戸, 神殿転壊3棟, 被害激甚ヲ極メ為メニ官ノ救助ヲ稟請スルモノ40戸ナリキ (鈍川村, 鬼原村, 木地村)
1886	19. 8. 21	大 暴 風 雨	蒼社川より木材流出, 所々破損, 荒蕪地7町6反2畝 (龍岡村)
	9. 10	台風, 風水害	立岩川, 石手川堤防決壊し, 櫛生村山岳崩壊して死者80名
1890	23. 1. 1	気 象 観 測	松山測候所創立観測開始
1893	26. 10. 14	大暴風雨, 洪水	蒼社川決壊, 死者6名, 行方不明4名, 家屋流失48戸, 全壊79戸, 半壊48戸 (今治) 米損毛630石, 100町歩, 畑作損毛35町歩, 家屋潰壊58戸, 同半壊30戸, 同破損45戸, 死者13名, 負傷者10名, 牛馬死4頭, 田畑流失58町歩 (鈍川村) 田畑荒蕪地45町5反25歩, 浸水家屋18戸, 倒潰2戸 (龍岡村) 和霊神社大鳥居折損 (天神原)
1895	28. 7. 24	暴 風 雨	南風, 稲損害90町歩, 畑作損毛35町歩 (鈍川村)
1898	31. 9. 2	暴 風 雨	東風, 浸水破壊家屋3戸, 道路決壊11か所, 104間, 堤防流失3か所, 60間 井堰決壊16か所, 68間 (鈍川村)
1899	32. 6.	水 害	道路決壊復旧費289円82銭3厘, 荒地3町8反8畝 (龍岡村)
1901	34. 6. 6	洪 水	蒼社川決壊, 桂川堤塘決壊, 水田流失 (九和村) 堤防決壊 180間余, 橋梁流失2か所 (龍岡村)
1926	大正15. 7. 7	洪 水	降水量6日午前10時~7日午前10時の日雨量240ミリ, 被害箇所56か所, 浅川決壊
1934	昭和 9. 8.	大 旱 ば っ	6月中旬~7月上旬と7月22日~8月末降雨なし, 灌漑井戸掘30か所, 奈良原山頂雨乞祈

今治地方主要災害記録

災 害 記 日		災害種別	被 害 状 況
西 曆	日 本 曆		
1673	寛文13. 5. 14 ~ 15	洪 水	
1693	元禄6. 夏	旱 ば っ	7日間奈良原山頂で大雨乞祈禱 (光範上人)
1704	宝永 1. 8. 23	暴 風 雨	壊家342戸, 折木460本, 米損毛約1, 200石
1708	宝永 5. 5. 6	暴 風 雨	小鴨部・古谷川土手 所々決壊
1710	宝永 7. 6.	洪 水	被害多し
1722	享保 7. 6. 23	洪 水	大洪水
	7. 8. 22	東風雨強し	蒼社川決壊, 米損毛8, 008石余, 572町2畝, 壊家480戸, 倒木65本
1724	享保 9. 4~6	大 旱 ば っ	「享保九申辰四月より七月朔日迄無雨, 朔日大雨川水不来, 百年來の旱ばつなり」 (今治夜話)
1729	享保14. 6	旱 ば っ	「同六日御領分打続日照=分明七日夕ヨリ, アマゴイ光林寺へ被仰候言々」 (見聞録)
	14. 8. 19	暴風雨, 高潮	米損毛27, 603石, 2, 531町9反, 壊家746戸, 死者2名, 堤防決壊2, 005間, 106か所, 倒木237本
	14. 9. 14	大風雨, 洪水, 高潮	米損毛2, 389石, 300町2反, 壊家121戸, 死者1名, 堤68か所, 決壊2, 531間, 石堤85か所, 決壊2, 266間, 堰253か所, 流失3, 695間, 道路11か所, 決壊165間
1732	享保17.	虫害, 干ば っ	ウソカ大発生収穫激減被害甚大, 米不足で米価あがる, 全国の死者17万名
1737	元文 2. 8.	大 洪 水	
1739	4. 8. 5	暴 風 雨	蒼社川, 頓田川決壊, 米損毛8, 552石, 862町2反, 壊家319戸, 道路34か所, 決壊1, 105間, 土手石堤共18か所決壊, 半壊2, 946間, 堰389か所, 流失3, 692間, 死者1名 (今治) 道18か所, 決壊258間, 土手90か所, 決壊1, 702間, 壊家89戸, 死者2名
1745	延享 2. 5. 29 ~ 6. 1	大雨, 洪水	蒼社川決壊, 米損毛7, 743石余
		18 暴 風 雨	
1751	宝曆1. 閏6. 20		
	1. 1. 21		蒼社川改修付替工事開始
1757	7. 7. 26	暴風雨, 全城冠水	米損毛18, 081石余, 倒木2, 226本, 死者1名

	39. 9. 25		損152戸, 道路決壊22か所, 橋梁 2 か所, 山崩131か所, 水稲倒伏, 木材流失, 被害総額39, 459千円 (以下玉川町のみ)
1965	40. 6. 20	9号台風	雨量(鈍川小) 114ミリ, 田冠水 2 ha, 道路3か所, 農業用施設29か所, 被害総額1, 260千円
	40. 9. 16	24号台風	雨量(玉中) 184.9ミリ, 床下浸水10戸, 田冠水 3 ha, 道路18か所, 農業用施設64か所, 林業用施設7か所, 農地30か所, 農作物被害, 総額31, 100千円
1966	41. 9. 9	19号台風	床下浸水12棟, 道路7か所, 農業施設 44 か所, 林業施設 5 か所, 農産物総額14, 110千円
	41. 9. 16	21号台風	雨量(龍岡小) 260.7ミリ, 農産物(水稲, きゅうり, くり), 総額14, 825千円
	41. 9. 23	24号台風	畑冠水0.5ha, 道路3か所, 農産物(稲, きゅうり, くり) 総額15, 820千円
1967	42. 7~9	早ばつ	7/26~9/11, 48日間降雨なし, 灌漑井戸, 水路, ポンプ設置(松山気象台最長記録)
1968	43. 2. 15	豪雪	積雪20~100cm, 家屋破損50戸, 有線柱転倒100本, 樹木折損倒伏, 炭窯100基, 野菜ハウス倒壊, テレビアンテナ500本, 1週間停電, 総額3, 916, 400千円
	43. 9. 24	16号台風	道路25か所, 堤防 6 か所, 農業施設20か所, 山崩21か所, 農産物(水稲, きゅうり, くり, ぶどう) 床下浸水15戸, 総額36, 822千円
1970	45. 8. 21	10号台風	軽傷者7名, 家屋全壊3戸, 半壊10戸, 一部破損348戸, 同非住家98戸, 公共施設14か所, 農道15か所, 農林畜産物268, 590千円, 総額294, 240千円
1971	46. 8. 30	23号台風	文教施設 2 か所, 農林施設 2 か所, 公共施設, 農産物46, 039千円, 総額49, 059千円
1972	47. 6. 7	6月豪雨	雨量106ミリ, 農業施設57か所, 公共土木13か所, 総額24, 010千円
	47. 8. 21	8月豪雨	雨量147.1ミリ, 公共土木, 総額2, 500千円
	47. 9. 8	秋雨前線豪雨	雨量237ミリ, 死者4, 重軽傷者5, 家屋全壊16, 同半壊35, 浸水170, 道路決壊61, 橋梁4, 河川63, 農道188, 水路214, 頭首工100, 池40, 林道23, 田畑流失67.3ha, 冠水63.3ha, 山崩140, 総額3, 262, 050千円

災害記日		災害種別	被害状況
西暦	日本暦		
	昭和 9. 9. 17	室戸台風	とう(木地) 8月26日 風速23m, 家屋全壊 6 戸, 半壊25戸, 田畑冠水1, 000町歩, 道路損傷24か所, 傷者 17 名(今治)
	22		
1945	20. 9. 17	枕崎台風	風速42m, 蒼社川堤防決壊寸前, 県下一円, 高潮洪水, 被害甚大, 雨量138ミリ(波止浜)
1946	21. 12. 21	南海大地震	震度4, 高縄半島海岸地盤沈下0.5m, 県下死者27名, 傷者28名, 全壊家屋1, 133戸
1949	24. 6. 18	デラ台風	風速18m, 蒼社川決壊寸前, 家屋損傷 4 戸, 同浸水75戸, 道路損傷 9 か所, 田畑冠水 141 町歩, 石堰破損 1 か所, 橋梁 6 か所(今治)
	21		
1950	25. 7. 27	ヘンリー台風	家屋倒壊 1 戸, 床下浸水 1 戸, 堤防決壊 1 か所, 田畑冠水22.3町歩, 道路決壊 4 か所, 木材150石(今治)
	9. 13	キジヤ台風	道路決壊 2 か所, 浸水家屋1, 170戸, 田畑流失66町歩(今治)
1952	27. 7. 10	洪水	降水量175ミリ, 堤防決壊 5 か所, 道路 11 か所, 床下浸水123戸, 田畑冠水440町歩(今治)
	11		
1953	28. 6. 7	2号台風, 洪水	道路20か所, 橋梁被害 1 か所
1954	29. 9. 26	15号台風, 暴風雨	洞爺丸沈没, 降雨多し
1955	30. 9. 29	22号台風	田畑冠水915町歩, 道路決壊 2 か所(今治)
	30		
1958	33. 7. 3	大雨	局地的豪雨132ミリ, 道路決壊 2, 堤防決壊135か所, 死者 1 名, 床下浸水554
1960	35. 7. 7	大雨	降水量154ミリ, 道路損壊 6 か所, 堤防決壊12か所
	8		
1961	36. 9. 14	第2室戸台風	最大風速(松山) 17m/秒
	16		
1962	37. 4~6	長雨	麦作被害甚大, 5・6月降水量442.9ミリ(波止浜測候所調)
1963	38. 4~6	長雨	麦作収穫皆無, 5・6月降水量638.9ミリ
1964	39. 9. 24	20号台風	風速22m, 雨量152ミリ, 家屋全壊 1 戸, 破
	?		

57. 7. 15	雨	6, 農地9, 水路25, 池1, 総額47,200千円, 大野御厩線, 木地川線決壊
57. 9. 24 25	19号台風	雨量(役場) 333ミリ, 田流埋70か所, 文教施設3, 道路16, 河川4, 林道9, 農道80, 農地100, 水路150, 池4, 頭首工3, 農産物(みかん, なす, 白菜, きゅうり, しいたけ) 総額436,129千円, 林道柱ヶ谷, コタマゴ, 湯の谷線, 町道木地川, 原田, 茶ワカン, 中通大下線決壊

第三項 防災対策

防災は、我々の地域社会から、災害が発生予測されるものはこれを未然に防止し、偶発的なものに対しては、被害を最小限に止めることにその意義があり、民生安定上の基本である。

爾来、災害あるいは防災に関しては、それぞれ異なった法のもとに対応措置がなされてきたが、災害対策基本法(昭和三十六年法第二百二十三号)の制定に伴い、災害予防・災害応急対策・災害復旧及び防災に関する財政金融措置等が、総合的かつ計画的に運用されることになり、防災行政の画期的な整備が図られることになった。

玉川町においては、災害対策基本法に照して、玉川町防災会議条例(昭和三十八年条例第十六号)を制定し、玉川町防災会議が防災対策上の最高機関として設置され、防災体制の組織整備と防災事務の円滑な推進を目的に設置している。

同時に、玉川町災害対策本部条例(昭和三十八年条例第十七号)の制定により、異常災害の発生に際して、対策本部の随時設置が可能になり、かつ、職務の執行体制を明確にしている。

さらに、玉川町水防協議会は、水防法に基づき、玉川町水防協議会条例(昭和五十五年条例第十一号)によって設置しているもので、水防対策上の機関として、組織体制と

災害記日		災害種別	被害状況
西暦	日本暦		
1974	49. 7. 16	7月豪雨	15~16日90ミリ, 道路3か所, 農業施設5,410千円, 農産物5,872千円, 総額12,432千円
	49. 9. 1	16号台風	非住宅損害2戸, 文教施設2か所, 道路9か所, 農業施設12か所, 農産物110,085千円, 総額128,625千円
1975	50. 6. 23 25	梅雨前線豪雨	雨量(役場) 185.5ミリ, 重傷1人, 軽傷2人, 家屋破損1戸, 同非住家1戸, 田冠水10ha, 道路25か所, 水路39か所, 農道45か所, 池8か所, 頭首工2か所, 農産物17,190千円, 総額137,330千円
	50. 8. 16 17	5号台風	雨量(役場) 147ミリ, 道路5か所, 農業施設12か所, 農産物41,896千円, 総額56,696千円
1976	51. 9. 11 13	17号台風	雨量(役場) 603ミリ, 死者4, 家屋全壊11, 半壊14, 破損20, 浸水160, 道路164, 橋梁5, 河川50, 山崩85, 農道440, 水路400, 頭首工50, 池20, 林道92, 田畑流埋失75ha, 冠水86ha, 総額4,159,372千円
1979	54. 7. 2	梅雨前線豪雨	田畑流埋失 3.2ha, 道路決壊75か所, 河川9か所, 水路60か所, 保全施設5, 農産物(水稲, きゅうり, 一般野菜) 30,458千円, 総額282,408千円
	54. 9. 30	16号台風	雨量(役場) 106.5ミリ, 農産物(稲, きゅうり, 白菜) 84haで30%被害, 18,809千円
1980	54. 10. 18 19	20号台風	雨量(役場) 261.5ミリ, 河川6, 農道10, 頭首工4, 池4, 水路10, 蒼社川水位(片山) 2.62m, 警戒水位に達し危険, 保育所休園
	55. 7. 9 11	豪雨	雨量(役場) 158ミリ, 道路5, 水路10, 農道8, 農産物(なす, すいか, きゅうり), 町道大野線, 高野大下線, 遊舟線, 遊舟川決壊, 総額45,120千円
1982	55. 10. 12 14	19号台風	雨量(役場) 162ミリ, 田畑流埋0.8, 河川2, 道路11, 農道13, 水路23, 総額66,010千円, 遊舟川, 神子森川氾濫, 木地川線, 原木線決壊
	57. 7. 13	梅雨前線豪雨	雨量(役場) 148ミリ, 道路4, 河川1, 農道